

カスタマーハラスメントに対する基本方針について

公益社団法人 藤枝市シルバー人材センターでは、職員および会員が安全安心に就業できる環境を確保するため、「カスタマーハラスメントに対する基本方針」を策定しました（当センターホームページ「各種情報」内に掲示）。

本方針は、改正労働施策総合推進法の令和 8 年 10 月からの施行により、事業主に義務付けられたカスタマーハラスメント対策を明確にし、周知・啓発するものです。

発注者の皆様および会員の皆さんからの正当なご意見・ご要望については、これまでどおり誠実に対応してまいります。

一方で、職員および会員の就業環境を害する、顧客等による社会通念上許容される範囲を超えた言動については、本方針に基づき、組織として適切に対応いたします。

本方針の趣旨をご理解いただき、相互に尊重し合える関係づくりにご協力くださいますようお願い申し上げます。